6月定例会ではこんなことが決まりました

市長提出議案 市長提出議案10件、議員提出議案2件について、本会議での審議結果を掲載しています。

議案番号	議案の件名	議決結果	
報告第４号	**専決処分した事件の承認について　平成27年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）** 平成26年度の歳入が不足した２億7,914万３千円を前年度繰上充用金として計上	承認	全会一致
第49号	**霧島市情報公開条例の一部改正について**	可決	全会一致
第50号	**霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について** 西牧之原工業団地を牧之原学校給食センター用地に使用するため工業団地から除くもの	可決	全会一致
第51号	**霧島市家庭的保育事業等の設備及び運用に関する基準を定める条例の一部改正について** 保育士の数の算定に准看護師もみなすことができるようになったため	可決	全会一致
第52号	**霧島市中小零細企業振興条例の制定について**	可決	全会一致
第53号	**霧島市空家等対策協議会条例の制定について**	可決	全会一致
第54号	**議決事項の一部変更について** 国分上小川地区コミュニティ広場用地の追加取得分145㎡	可決	全会一致
第55号	**土地の取得について** 土地開発公社が保有する隼人町小田の原野等を企業立地の促進を図るため取得するもの	可決	全会一致
第56号	**財産の取得について** 隼人・横川分遣所に配備する高規格救急自動車２台の購入	可決	全会一致
第57号	**平成27年度霧島市一般会計補正予算（第１号）について**	可決	賛成多数

議員提出議案

議提第２号	**霧島市議会会議規則の一部改正について** 男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、霧島市議会会議規則において、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明記するもの	可決	全会一致
議提第３号	**国際平和支援法案、平和安全法制整備法案の慎重審議を求める意見書について**	否決	賛成少数

陳情審査報告

陳情書2件について、本会議での審議結果を掲載しています。
審議された結果は、提出者へ通知いたします。

陳情第２号	霧島神宮台別荘地に関する給湯についての陳情書（H27.4.4受理）	霧島神宮台別荘自治会事務局 会長　塩向　撮美　外３人	継続審査	
	消失した温泉水日量125トンの原因究明と同別荘地開発に係る条件等に違反が無かったかの調査を強く求めるもの			
陳情第３号	HTLV-１（ヒトＴ細胞性白血病ウイルス１型）に感染した母親への粉ミルク助成を求める陳情書（H27.5.15受理）	日本からHTLV-1をなくすスマイルリボンママの会 カランコエかごしま　代表　池上　真弓	採択	賛成多数
	HTLV-１のおもな感染経路は、母乳を介した母子感染であり、人工栄養（粉ミルク）によって感染リスクを低減できる。粉ミルクのみで育てるためには経済的に大きな負担となるため、母親への粉ミルク助成を求めるもの			

地方創生総合戦略調査特別委員会の調査報告

４月と６月の委員会で、策定までの作業スケジュールや現在の動向について、本年１月に市内に推進本部を設置し、アンケートの実施概要や戦略骨子に基づき５専門部会などで、総合戦略や具体的施策等を現在検討中である。また、外部組織の有識者会議でも、今後助言等をもらうことになっているとの説明を受けました。

そこで、市に２点を提言しました。

１点目は、アンケート数の拡充です。総合戦略策定に関して、市民アンケートの対象者を1,600名との説明でした。回収件数をもっと多くして、できるだけ多様な市民の意見を吸い上げるべきと提言しました。

２点目は、策定への若年層の参画です。地方創生有識者会議は、様々な業種の方や子育て世代、地域で活動されている方々など、幅広く意見や提言等をもらう会議としての位置づけですが、20代の若者らの参画が見受けられませんでした。

そこで、就職や結婚に悩む方々を含め、もっと若者を会議等に参画させ、若者の意見等も反映すべきと提言しました。

７月の委員会では、会派や各議員が、これまでの活動等により、発案した政策提言を113項目に取りまとめました。７月９日の本会議において、総合戦略の具体的施策を策定する上で、参考にしてほしいと、市長に提出しました。

地方版総合戦略の策定は、10月公表を目標としています。非常に短期間での作業となりますが、当委員会も逐次関与していきたいと考えています。

その報告・議案・陳情に　私は賛成　私は反対

市長提出議案 議案10件、議提２件、陳情１件のうち、賛否が分かれた議案を議員ごとに掲載しています。

議案番号	案件	議案結果	1 徳田修和	2 平原志保	3 阿多己清	4 木野田誠	5 中馬幹雄	6 中村満雄	7 宮本明彦	8 前島広紀	9 有村隆志	10 志摩浩志	11 中村正人	12 松元深	13 池田綱雄	14 厚地覺	15 新橋実	16 常盤信一	17 植山利博	18 塩井川幸生	19 岡村一二三	20 池田守	21 下深迫孝二	22 今吉歳晴	23 蔵原勇	24 前川原正人	25 時任英寛	26 宮内博	○賛成	●反対	棄権	ー欠席
第57号	平成27年度霧島市一般会計補正予算(第１号）について	可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	ー	○	○	○	○	○	※	○	○	●	○	○	○	○	●	○	●	20	4	0	1

議員提出議案

議案番号	案件	議案結果	1 徳田修和	2 平原志保	3 阿多己清	4 木野田誠	5 中馬幹雄	6 中村満雄	7 宮本明彦	8 前島広紀	9 有村隆志	10 志摩浩志	11 中村正人	12 松元深	13 池田綱雄	14 厚地覺	15 新橋実	16 常盤信一	17 植山利博	18 塩井川幸生	19 岡村一二三	20 池田守	21 下深迫孝二	22 今吉歳晴	23 蔵原勇	24 前川原正人	25 時任英寛	26 宮内博	○賛成	●反対	棄権	ー欠席
議提第３号	国際平和支援法案、平和安全法制整備　法案の慎重審議を求める意見書について	否決	●	●	●	●	●	○	●	●	●	ー	●	●	○	●	○	※	●	●	○	●	●	●	○	○	●	○	7	17	0	1

陳情

議案番号	案件	議案結果	1 徳田修和	2 平原志保	3 阿多己清	4 木野田誠	5 中馬幹雄	6 中村満雄	7 宮本明彦	8 前島広紀	9 有村隆志	10 志摩浩志	11 中村正人	12 松元深	13 池田綱雄	14 厚地覺	15 新橋実	16 常盤信一	17 植山利博	18 塩井川幸生	19 岡村一二三	20 池田守	21 下深迫孝二	22 今吉歳晴	23 蔵原勇	24 前川原正人	25 時任英寛	26 宮内博	○賛成	●反対	棄権	ー欠席
陳情第３号	HTLV-１（ヒトT細胞性白血病ウイルス１型）に感染した母親への粉ミルク助成を求める陳情書	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	○	○	棄権	○	○	※	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	22	1	1	1

※議長職は表決に参加しない

議提第3号「国際平和支援法案、平和安全法制整備法案の慎重審議を求める意見書」は、賛成少数で否決

国際平和支援法案は、多国籍軍などの戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は、集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10本の法案を一括したものである。

これらは米軍など、他国軍への後方支援を可能とし、従来、日本周辺に限定していた米軍との共同軍事行動を地球的規模で拡大しようとするものであり、日本が他国の世界規模での軍事行動に巻き込まれるものではないかと、多くの国民の不安を拡げている。　…中略…

よって霧島市議会は、国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の安全保障関連２法案は、日本国憲法にも反する内容が多く含まれており、国会において慎重に審議することを求める。

反対討論 意見書の「慎重に審議することを求める」という部分は、賛同できる。しかし、意見書に記載されている、「多国籍軍などの戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための法案である」とか、「日本が他国の世界規模での軍事行動に巻き込まれるのではないか」などについては、そう思っていない。

国は、領土や国民を守る義務を負うとされており、今回の法制は、自国防衛のための日米防衛協力体制の信頼性、実効性を強化することにある。平時から有事に至るまで、日本の平和と安全を守るために、法整備をし、結果として「抑止力」を高め、紛争を未然に防ぐことができると言われている。そのことで、国際社会の平和と安定に、より一層の貢献をしていくべきと考える。

この意見書では、提出者の法案そのものに反対であるという言葉は出てきてないが、主張されている部分から法案反対と感じることから、意見書全体について賛同できない。

反対討論 国会において慎重に審議し、国民に対して、十分な説明責任を果たすことは当然のこと。しかしながら、この意見書では、今回の法整備が、「多国籍軍などの戦争を自衛隊が随時支援できるための恒久法である」との記載、「米軍との共同軍事行動を地球規模で拡大しようとするものであり、日本が他国の世界規模での軍事行動に巻き込まれる」との記載は、あたかも、自衛隊がいつでも、どこでも他国の戦争に巻き込まれるかの表現であり、法案の内容を正確に伝えた表現ではなく、国民の不安をいたずらにあおる可能性すらあると思い、同意できない。

賛成討論 ①米国が世界のどこであれ戦争に乗り出した際に、自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた地域にまで行って、弾薬の補給、武器の輸送など「米軍の後方支援」、兵たんを行うことになるということである。
②国連の平和維持活動（PKO）法が存在しているが、PKO活動とは関係のない活動への新たな仕掛けが盛り込まれ、形式上は停戦合意が続いているが、なお、戦乱が続いているようなところに自衛隊を派兵し、治安維持活動をさせる枠組みが新たに持ち込まれようとしている。
③日本がどこからも攻撃されていなくても、日本政府が集団的自衛権を発動し、米国が引き起こす戦争に自衛隊が参戦し、海外での武力行使に乗り出そうとしている。その時々の内閣の判断で、従来の憲法解釈を180度転換する立憲主義の破壊であり、憲法9条の破壊である。

賛成討論 法案は、①日本が攻撃を受けていなくても他国が攻撃を受けて、政府が「存立危機事態」と判断すれば武力行使を可能にし、②米軍等が行う戦争に、世界のどこへでも日本の自衛隊が出て行き、戦闘現場近くで「協力支援活動」をする、③米軍等の「武器等防護」という理由で、平時から同盟軍として自衛隊が活動し、任務遂行のための武器使用を認めるものである。

議提第３号の意見書詳細、討論内容については、霧島市議会ホームページでご覧いただけます。